

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第27号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年11月29日 07時55分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市沼島漁港 南あわじ市所在の沼島港泊防波堤灯台から真方位156°170m付近 (概位 北緯34°10.2′ 東経134°49.2′)
事故等調査の経過	平成24年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 正栄丸、19トン 260-36828兵庫、有限会社橋本商店 B 漁船 新生丸、5トン 不詳、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部ペイント剥離 B 右舷中央部に割損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、沼島漁港において着岸作業中、クラッチレバーを後進に操作したが、後進がかからず、平成23年11月29日07時55分ごろ、A船の船首部が岸壁に接触したのち、係留中のB船の右舷中央部と衝突した。 船長Aは、本事故後、クラッチのワイヤが切れていることを確認した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の末期
分析	乗組員等の関与 A あり、B なし 船体・機関等の関与 A あり、B なし 気象・海象の関与 A なし、B なし 判明した事項の解析 A船は、沼島漁港において着岸作業中、クラッチのワイヤが切れたことから、後進がかからずに岸壁へ接触したのち、係留中のB船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、沼島漁港において着岸作業中、クラッチのワイヤが切れたため、後進がかからずに岸壁へ接触したのち、係留中のB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。